



野原 恵子 議員  
(日本共産党  
幕別町議員団)



生活保護基準の見直しは、制度を利用して人だけ

の問題ではない。倒産、失業、病気、家族介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥ってもおかしくない状況に置かれている。2004年から70歳以上の老齢加算の縮小・廃止、2013年には生活扶助費を最大10%引き下げている。

今年、5年に1度の生活保護基準の見直しの年となり、10月から3年かけて食費や光熱費などの生活費に当たる「生活扶助費」を一般所得世帯との均衡を図るとして、最大5%引き下げの方針を決めている。生活扶助基準の引き下げは、住民税、就学援助、最低賃金などに連動し、住民の生活に大きな影響を与える。

(1) 就学援助など生活保護を基準としている制度と影響が予想される世帯数と利用者数は。

(2) 住民税非課税を基準としている制度の対象世帯数と利用者数は。

(3) 生活保護の利用は国民の権利であることを明らかにし、制度の周

問

生活保護基準の見直しによる住民への影響は

答

町民に大きな影響を及ぼす事態が考えられる場合には、町村会を通じ国に支援策を要望していく

知を図ること。

(4) 生活保護の捕捉率（生活保護を利用する条件のある人のうち、利用している人が占める割合）は約20%となっている。捕捉率の向上に努めること。

(5) 国に生活保護基準の引き下げを行わないよう求めていくこと。

町長

(1) 対象者の設定に当たり、生活保護基準を参照している

制度は、修学支援資金、就学援助、国民健康保険一部負担金の3制度。影響が予想される世帯数、利用者数は、現時点では特定することができない状況だが、生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度等への影響は、制度の趣旨や目的、実態を十分考慮し、他市町村の動向や財源措置を見極めた中で対応したい。

(2) 住民税非課税者を対象に減額措置がある制度は、介護保険料、障害福祉サービス利用料など18制度で5802世帯6084人。減免措置がある制度は、学童保育所保

育料と私立幼稚園就園奨励費の2制度で38世帯45人。助成措置がある制度は、国民健康保険高額療養費、後期高齢高額療養費など7制度で4775世帯6281人であり、全体では27制度にわたっており、延べ1万615世帯1万2410人となっている。

(3) 町のホームページにおいて、制度の内容や対象者、申請方法、相談窓口について掲載し、周知を図

っている。また、地域住民と行政とのつなぎ役である民生委員に対し、毎年、制度の理解を深めるよう生活保護制度に関する研修を行い、民生委員が日頃の相談活動を通じて必要な支援につなげていく。今後も関係部署、関係機関と連携を図り、広く制度の周知に努める。

(4) 生活に困窮し支援を必要とされている人が本制度を活用できるように、公区长や民生委員などを通じて生活相談を受けていただくよう周知を行うとともに、関係部署との連携を図りながら、セーフティ

ーネットとして最大限の効果を発揮できるよう取り組む。

(5) 生活扶助基準については、年齢・世帯人員・居住地域別の消費実態と生活扶助基準の給付水準との均衡を図り、また、児童養育加算および母子加算等については、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、その時々々の社会情勢を総合的に勘案して必要な見直しが行われているものと認識しており、国に対して引き下げだけを行わないように要望することは適当ではないと考えている。実際に生活保護基準が引き下げられたことよって、町民に対し大きな影響を及ぼすような事態が考えられる場合には、実施機関である北海道と今後の対応等について協議し、国としての支援策を講ずるよう、町村会等を通じて要望していきたい。

